



国連生物多様性の10年

愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令の公布について

令和元年 11 月 29 日（金）

令和元年 6 月 28 日に公布された「愛玩動物看護師法」（令和元年法律第 50 号）の一部施行に向け、「愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令」を本日公布しましたので、お知らせいたします。

あわせて、令和元年 10 月 17 日（木）～令和元年 11 月 17 日（日）の間に実施した本省令案に関する意見募集（パブリックコメント）について、その結果を取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 趣旨

愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号。以下「法」という。）の一部施行に伴い、愛玩動物看護師国家試験を国に代わって実施する指定試験機関の指定要件等を定めた「愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令」を制定するものです。

※ 愛玩動物看護師法の内容については以下の環境省ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/kangoshi/index.html>

2. 省令の内容

添付資料 1、2 を御参照ください。

3. 施行期日

公布：令和元年 11 月 29 日（金）

施行：令和元年 12 月 1 日（日）※法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日

4. 意見募集（パブリックコメント）の結果

添付資料 3 のとおりです。

環境省自然環境局総務課

動物愛護管理室

代表 03-3581-3351

室長 長田 啓 （内線 6651）

補佐 小高 大輔 （内線 6419）

担当 東 佑樹 （内線 7417）

愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令の概要について (令和元年 11 月 29 日公布：農林水産省令・環境省令第 7 号)

令和元年 11 月
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 背景・趣旨

愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）の一部施行に伴い、愛玩動物看護師国家試験を国に代わり実施する指定試験機関の指定要件等を定めた標記省令を制定することとする。

2. 省令の内容

(1) 指定の申請

- ① 愛玩動物看護師法（以下「法」という。）第 34 条第 2 項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。
 - イ) 名称及び主たる事務所の所在地
 - ロ) 愛玩動物看護師国家試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - ハ) 試験事務を開始しようとする年月日
- ② 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととする。
 - イ) 定款及び登記事項証明書
 - ロ) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録
 - ハ) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - ニ) 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - ホ) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - ヘ) 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - ト) 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - チ) 法第 38 条において読み替えて準用する法第 12 条第 4 項第 4 号イ及びロのいずれにも該当しない旨の役員の申述書

(2) 指定試験機関の名称の変更等の届出

- ① 法第 34 条第 1 項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。
 - イ) 変更後の指定試験機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地
 - ロ) 変更しようとする年月日
 - ハ) 変更の理由
- ② 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。

- イ) 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
- ロ) 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日
- ハ) 新設又は廃止の理由

(3) 役員の選任及び解任

- ① 指定試験機関は、法第 38 条において読み替えて準用する法第 13 条第 1 項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。
 - イ) 選任又は解任に係る役員の氏名
 - ロ) 選任し、又は解任しようとする年月日
 - ハ) 選任又は解任の理由
- ② 申請書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととする。
 - イ) 選任に係る役員の略歴を記載した書類
 - ロ) 選任に係る役員の法第 38 条において読み替えて準用する法第 12 条第 4 項第 4 号イ及びロのいずれにも該当しない旨の申述書

(4) 事業計画等の認可の申請

- ① 指定試験機関は、法第 38 条において読み替えて準用する法第 14 条第 1 項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して、これを農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。
- ② 指定試験機関は、法第 38 条において準用する法第 14 条第 1 項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。
 - イ) 変更しようとする事項
 - ロ) 変更しようとする年月日
 - ハ) 変更の理由

(5) 試験事務規程の認可の申請

- ① 指定試験機関は、法第 38 条において読み替えて準用する法第 15 条第 1 項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に試験事務の実施に関する規程を添付して、これを農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。
- ② 指定試験機関は、法第 38 条において準用する法第 15 条第 1 項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。
 - イ) 変更しようとする事項
 - ロ) 変更しようとする年月日
 - ハ) 変更の理由

(6) 試験事務規程の記載事項

- 法第 38 条において読み替えて準用する法第 15 条第 2 項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
- イ) 試験事務の実施の方法に関する事項

- ロ) 受験手数料の収納の方法に関する事項
- ハ) 法第 35 条第 1 項に規定する愛玩動物看護師試験委員（以下「試験委員」という。）の選任及び解任に関する事項
- ニ) 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- ホ) 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- ヘ) その他試験事務の実施に関し必要な事項

(7) 試験委員の要件

法第 35 条第 2 項の農林水産省令・環境省令で定める要件は、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であることとする。

- イ) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において獣医学、愛玩動物（法第 2 条第 1 項に規定する愛玩動物をいう。以下同じ。）の看護若しくは愛玩動物の愛護若しくは適正な飼養に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
- ロ) 農林水産大臣及び環境大臣がイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

(8) 試験委員の選任等の届出

- ① 法第 35 条第 3 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行わなければならないこととする。

- イ) 選任した試験委員の氏名及び略歴又は変更した試験委員の氏名及び略歴
- ロ) 選任し、又は変更した年月日
- ハ) 選任又は変更の理由

(9) 試験事務に関する帳簿の備付け等

指定試験機関は、試験事務を実施したときは、試験実施年月日及び試験地並びに受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験科目ごとの成績及び合否の別並びに合格した者については合格証書の番号を記載した帳簿を作成し、試験事務を廃止するまで保存しなければならないこととする。

(10) 試験結果の報告

指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく、試験実施年月日、試験地、受験申込者数及び受験者数を記載した試験結果報告書並びに合格者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験科目ごとの成績及び合格証書の番号を記載した合格者一覧表を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。

(11) 受験停止の処分等の報告

指定試験機関は、法第 37 条第 1 項の規定により、愛玩動物看護師国家試験に関する不正行為に係のある者に対して、その受験を停止させたとき、又は法第 37 条第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 32 条第 1 項の規定により、その試験を無効としたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。

- イ) 処分を行った者の氏名、生年月日及び住所
- ロ) 処分内容及び処分を行った年月日

ハ) 不正の行為の内容

(12) 受験禁止の処分の通知

農林水産大臣及び環境大臣は、法第 37 条第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 32 条第 2 項の処分を行ったときは、次に掲げる事項を指定試験機関に通知するものとする。

- イ) 処分を行った者の氏名、生年月日及び住所
- ロ) 処分の内容及び処分を行った年月日

(13) 立入検査を行う職員の証明書

法第 38 条において読み替えて準用する法第 21 条第 2 項の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(14) 試験事務の休廃止の許可の申請

指定試験機関は、法第 38 条において読み替えて準用する法第 22 条の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。

- イ) 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
- ロ) 休止し、又は廃止しようとする年月日
- ハ) 休止しようとする場合にあっては、その期間
- ニ) 休止又は廃止の理由

(15) 試験事務の引継ぎ等

指定試験機関は、法第 38 条において読み替えて準用する法第 22 条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第 38 条において読み替えて準用する法第 23 条の規定によりその指定を取り消された場合又は法第 38 条において読み替えて準用する法第 26 条第 2 項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならないこととする。

- イ) 試験事務を農林水産大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。
- ロ) 試験事務に関する帳簿及び書類を農林水産大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。
- ハ) その他農林水産大臣及び環境大臣が必要と認める事項

(16) その他

① 施行期日

この省令は、愛玩動物看護師法附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日（令和元年 12 月 1 日）から施行することとする。ただし、(9) から (12) までの規定は、同法の施行の日※から施行する。

※愛玩動物看護師法の公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

- ② 指定試験機関が愛玩動物看護師国家試験予備試験の実施に関する事務を行う場合における必要な読替規定を措置することとする。

○ 農林水産省
環境省 令第七号

愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第三十四条（同法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第三十五条第二項及び第三項、同法第三十八条（同法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第十五条師法に基づく指定試験機関に関する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

農林水産大臣 江藤 拓

環境大臣 小泉進次郎

愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令

（指定の申請）

第一条 愛玩動物看護師法（以下「法」という。）第三十四条第二項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない

い。

一 名称及び主たる事務所の所在地

二 愛玩動物看護師国家試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 試験事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現に行っている業務の概要を記載した書類

七 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

八 法第三十八条において読み替えて準用する法第十二条第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の役員の申述書

(指定試験機関の名称の変更等の届出)

第二条 法第三十四条第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 変更後の指定試験機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

2 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三 新設又は廃止の理由

(役員の選任及び解任)

第三条 指定試験機関は、法第三十八条において読み替えて準用する法第十三条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名

二 選任し、又は解任しようとする年月日

三 選任又は解任の理由

2 前項の申請書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 選任に係る役員の略歴を記載した書類

二 選任に係る役員の法第三十八条において読み替えて準用する法第十二条第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の申述書

（事業計画等の認可の申請）

第四条 指定試験機関は、法第三十八条において読み替えて準用する法第十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して、これを農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第三十八条において準用する法第十四条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（試験事務規程の認可の申請）

第五条 指定試験機関は、法第三十八条において読み替えて準用する法第十五条第一項前段の認可を

受けようとするときは、その旨を記載した申請書に試験事務の実施に関する規程を添付して、これを農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第三十八条において準用する法第十五条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（試験事務規程の記載事項）

第六条 法第三十八条において読み替えて準用する法第十五条第二項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験事務の実施の方法に関する事項
- 二 受験手数料の収納の方法に関する事項
- 三 法第三十五条第一項に規定する愛玩動物看護師試験委員（以下「試験委員」という。）の選任

及び解任に関する事項

四 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

五 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

六 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(試験委員の要件)

第七条 法第三十五条第二項の農林水産省令・環境省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において獣医学若しくは愛玩動物（法第二条第一項に規定する愛玩動物をいう。以下同じ。）の看護、愛護若しくは適正な飼養に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

二 農林水産大臣及び環境大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

(試験委員の選任等の届出)

第八条 法第三十五条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出すること

によつて行わなければならない。

一 選任した試験委員の氏名及び略歴又は変更した試験委員の氏名及び略歴

二 選任し、又は変更した年月日

三 選任又は変更の理由

（試験事務に関する帳簿の備付け等）

第九条 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、試験実施年月日及び試験地並びに受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験科目ごとの成績及び合格の別並びに合格した者については合格証書の番号を記載した帳簿を作成し、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

（試験結果の報告）

第十条 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく、試験実施年月日、試験地、受験申込者数及び受験者数を記載した試験結果報告書並びに合格者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験科目ごとの成績及び合格証書の番号を記載した合格者一覧表を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(受験停止の処分等の報告)

第十一条 指定試験機関は、法第三十七条第一項の規定により、愛玩動物看護師国家試験に関する不正行為に関係のある者に対して、その受験を停止させたとき、又は法第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十二条第一項の規定により、その試験を無効としたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 処分を行った者の氏名、生年月日及び住所

二 処分内容及び処分を行った年月日

三 不正の行為の内容

(受験禁止の処分の通知)

第十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、法第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十二条第二項の処分を行ったときは、次に掲げる事項を指定試験機関に通知するものとする。

一 処分を行った者の氏名、生年月日及び住所

二 処分の内容及び処分を行った年月日

(立入検査を行う職員の証明書)

第十三条 法第三十八条において読み替えて準用する法第二十一条第二項の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第十四条 指定試験機関は、法第三十八条において読み替えて準用する法第二十二条の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(試験事務の引継ぎ等)

第十五条 指定試験機関は、法第三十八条において読み替えて準用する法第二十二条の規定による許

可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第三十八条において読み替えて準用する法第二十三条の規定によりその指定を取り消された場合又は法第三十八条において読み替えて準用する法第二十六条第二項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 試験事務を農林水産大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験事務に関する帳簿及び書類を農林水産大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他農林水産大臣及び環境大臣が必要と認める事項

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。ただし、第九条から第十二条まで（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、法の施行の日から施行する。

（予備試験事務）

第二条 法附則第四条第一項の規定により指定試験機関が愛玩動物看護師国家試験予備試験の実施に関する事務を行う場合における第一条、第二条、第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十条及び第十五条の規定の適用については、これらの規定（第一条第一項第二号、第五条の見出し及び第六条の見出しを除く。）中「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、第一条第一項中「第三十四条第二項」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十四条第二項」と、同項第二号中「愛玩動物看護師国家試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）」とあるのは「愛玩動物看護師国家試験及び愛玩動物看護師国家試験予備試験の実施に関する事務（以下それぞれ「試験事務」及び「予備試験事務」という。）」と、第五条の見出し及び第六条の見出し中「試験事務規程」とあるのは「試験及び予備試験事務規程」と、第五条第一項、第六条、第十四条及び第十五条中「法第三十八条」とあるのは「法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十八条」と、第六条第三号中「法第三十五条第一項」とあるのは「法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第一項」と、第十一条中「法第三十七条第一項」とあるのは「法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する法第三

十七条第一項」と、「愛玩動物看護師国家試験」とあるのは「愛玩動物看護師国家試験又は愛玩動物看護師国家試験予備試験」と、同条及び第十二条中「法第三十七条第二項」とあるのは「法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第二項」とする。

←..... 12 センチメートル		↑ 8 センチメートル ↓
第 号	立入検査身分証明書	
職 名	写 真 印	
氏 名		
生年月日 年 月 日生		
上記の者は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）第 38 条において読み替えて準用する同法第 21 条第 1 項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。 年 月 日交付 農林水産大臣 印 環境大臣 印		

（第 2 面）

愛玩動物看護師法（抄）

（立入検査）

- 第 21 条** 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用）

- 第 38 条** 第 12 条第 3 項及び第 4 項、第 13 条から第 15 条まで並びに第 17 条から第 27 条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、－（中略）－と読み替えるものとする。

（第 3 面）

- 第 47 条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。
- 三 第 21 条第 1 項（第 38 条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令案の概要 に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

令和元年 11 月 29 日

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

令和元年 10 月 17 日（木）から令和元年 11 月 17 日（日）までの間、「愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令案の概要」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件について該当箇所を示し御意見を頂いたものについてのみ考え方を公表させていただいております。

今回御意見をお寄せいただいた方々の御協力に、厚く御礼申しあげます。

I 意見募集の概要

- ・意見募集期間 : 令和元年 10 月 17 日（木）から令和元年 11 月 17 日（日）
- ・周知方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）、資料の配付
- ・意見提出方法 : 郵送、ファックス又は電子メールのいずれか
- ・意見提出先 : 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

II 意見の提出状況

- ・意見提出者数 : 3 名
- ・延べ意見数 : 4 件

Ⅲ 寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	第7条第1号の試験委員の要件について、「愛玩動物の適正な飼養に関する科目」とあるのを、法第2条第2項の規定振りに合わせ、「愛玩動物の <u>愛護又は適正な飼養に関する科目</u> 」と修正すべき。 (第7条関係)	御意見を踏まえ修正いたします。
2	第7条第1号の試験委員の要件について、以下の2事項を追加すべき。 ①都道府県知事が指定する養成所の専任教員 ②農林水産大臣及び環境大臣が指定する大学又は都道府県知事が指定する養成所を卒業した後、15年以上実務に従事した経験を有する者 (第7条関係)	試験委員の選任に係る規定（省令第7条第2号）は12月1日から施行される一方、愛玩動物看護師養成所に係る規定（法第31条第2号）は、法附則第1条において「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行することとなっております。したがって、都道府県知事が養成所を指定する前に、御指摘の事項を試験委員の要件に加えることは困難です。なお、御指摘の事項は、本省令第7条第2号の「農林水産大臣及び環境大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者」に含まれ得ると解しております。
3	細則に明記されるかと思われるが、役員や試験委員の選任について、任期を明記する必要がある。 (第3条、第8条関係)	御意見として参考にさせていただきます。
4	問い合わせ等への対応のため試験事務に関する帳簿の備付けに関し、3年など保存期間を定める必要がある。 (第9条関係)	本省令第9条では、試験事務に関する帳簿は試験事務を廃止するまで保存しなければならないとされています。